

観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

事業全般・スケジュール等に関して		
事業全般		
No.	問	回答
1	補助対象経費の上限はありますか。	一つの整備計画あたりの補助対象経費総額の上限は、10,000万円を目安とします。このため、国から交付される補助金額の上限は、5,000万円が目安となります。
2	オリンピック競技会場等において行う事業は、この補助金の対象となり得ますか。	補助対象事業によって異なりますが、「地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備」、「外国人観光案内所の整備・改良」及び「観光拠点情報・情報交流施設の整備・改良」については、補助対象となる場合があります。ただし、この場合においても、本補助金は、あくまで「まちあるき」の満足度向上を目的としていることから、当該施設の内部だけでなく、当該会場の周辺区域を含む整備計画を策定することが必要です。 なお、「多言語観光案内標識の一体的整備」、「無料公衆無線LAN環境の面的整備」及び「公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上」の事業においては、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない施設において実施する場合は、対象外となります。
3	事業が複数年度にまたがる場合（設計のみを今年度実施して、来年度に工事及び事業が完了する等）も、申請することは可能ですか。	工事着手及び事業完了が必要です。
4	国からの補助とは別に都道府県等の地方自治体からの補助金等を受けるとは可能ですか。	可能です。ただし、地方自治体による補助金等の財源が国費である場合は、不可能となります。
5	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。
6	事業完了後、所有権を譲渡する場合でも、補助対象となりますか。	補助対象となりません。仮に事業完了後、所有権を譲渡する場合、取得財産の処分の対象となり、原則、国土交通大臣の承認が必要となります。
7	観光協会は補助対象事業者の民間事業者に含まれますか。	法人格を有している場合は、含まれます。
スケジュール関連		
8	整備計画の認定、交付決定までにどのくらいの期間がかかりますか。	二次募集の整備計画に関しては、7月中旬に計画の認定があります。その後、速やかに要望書をご提出いただいた場合、計画認定後1ヶ月から1ヶ月半後に交付決定される予定です。
9	交付が決定するまでの間、事業を進めることは可能ですか。	交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
10	完了実績報告書の提出は、いつまでにすればよろしいですか。	要綱上、完了実績報告書の提出については、補助事業の完了後、1ヶ月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとしておりますが、可能な限り速やかに事業を進めていただき、3月上旬までに事業完了、3月10日までを目標として事業完了報告書をご提出いただきますようお願いいたします。
11	繰り越して事業を実施することは可能ですか。	原則、年度末までに事業を完了してください。

観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

旅行環境まると整備計画に関して		
No.	問	回答
12	<p>特定観光地の考え方を教えてください。特定観光地としようとしている観光地が指定市区町村の区域を越えて広がっている場合には、指定市区町村以外の区域も整備計画の対象区域に含めることができるのでしょうか。</p>	<p>本事業において、特定観光地とは、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある市町村に係る観光地をいいます。</p> <p>特定観光地をどのようなものとするか、また特定観光地の範囲をどの程度整備計画の対象とするか等については指定市区町村等において適宜設定して頂くこととなりますが、整備計画の対象区域の範囲は、整備計画の「事業の目的等」に記載した内容と整合する必要があるとともに、あくまで本事業が「まちあるき」の満足度向上を目的としていることを踏まえ、社会通念上妥当なものとなるよう留意してください。</p> <p>特定観光地が指定市区町村の区域を越えて広がっている場合については、指定市区町村等が共同して整備計画を策定することが原則となります。</p> <p>特定観光地が指定市区町村の区域を越えて広がっており、指定市区町村以外の市区町村の区域にまたがる場合は、整備計画の「目指すべき将来像」を実現するために必要最小限度の範囲において、指定市区町村以外の市区町村の区域を整備計画の対象区域として含めても差し支えない場合があると考えられます。個別にご相談ください。</p>
13	<p>1箇所の指定市区町村が、複数の整備計画を作成することはできますか。</p>	<p>特定観光地ごとに、作成することが可能です。</p>
14	<p>設定する評価指標について「満足度関連指標」「消費関連指標」とは例としてどのような指標がありますか。</p>	<p>満足度関連指標としては、SNSの投稿数、アンケート評価及びNPS（おススメ度）等が想定されます。また、消費関連指標としては、計画区域における入込客数、旅行消費額及び宿泊者数等が想定されます。整備目的に応じて、適切な指標を設定してください。</p>
15	<p>オリンピック競技会場等を、計画区域に含めることはできますか。</p>	<p>可能です。この場合においても、本補助金は、あくまで「まちあるき」の満足度向上を目的としていることから、当該施設の内部だけでなく、当該会場の周辺区域を含む整備計画を策定することが必要です。</p> <p>ただし、オリンピック会場施設内は、「商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所」に該当する場合、「多言語観光案内標識の一体的整備」、「無料公衆無線LAN環境の面的整備」及び「公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上」の対象外となります。</p>
16	<p>計画に記載する補助対象事業費等は、概算での記載でよいですか。</p>	<p>概算金額で構いません。</p>
17	<p>公共交通等を利用した移動範囲を含めて、計画区域に含めることができますか。</p>	<p>計画区域の範囲は、あくまで本事業が「まちあるき」の満足度向上を目的としていることを踏まえ、社会通念上妥当なものとなるよう留意してください。</p>
18	<p>指定の整備計画書とは別に、補足情報として別添資料を提出することは、可能ですか。</p>	<p>可能です。</p>
19	<p>KPIを測定する際のコスト（アンケート調査費等）は補助対象に含まれますか。</p>	<p>補助対象外となります。</p>

多言語観光案内標識の一体的整備 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の多言語観光案内標識について申請する場合、要望書は案内標識ごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が申請する場合、案内標識毎の要望書提出は不要です。 多言語観光案内標識の一体的整備においては、原則、複数箇所を組み合わせることが要件であるため、同一設置主体が整備計画の範囲内に設置する案内標識をまとめて要望書を作成し、提出ください。

補助対象事業		
No.	問	回答
2	既存の案内標識に英語を追記することは補助対象となりますか。	整備計画内において、デザインが統一されていることが要件となっておりますので、既存の案内標識が要件を満たしていることが必要となります。
3	案内標識のデザインについては、今回設置する案内標識が統一されていれば補助対象となりますか。	旅行環境まると整備計画区域内において整備するとされた案内標識のデザインが統一されている必要があります。整備計画において複数事業者による整備を計画している場合、対象事業者全てのデザイン・多言語表記の表現が統一されている必要があります。
4	多言語観光案内標識をデジタルサイネージで整備する場合、配線工事についても補助対象となりますか。	本工事費の一部として申請することが可能です。 ただし、配線工事の範囲については設置に必要な最低限度とし、屋外においては、最寄りの電柱の接続端子等までとなります。
5	デジタルサイネージによる情報発信に附随する設備としての専用パソコンについて、動画の編集や事務作業にも併用可能ですか。	補助対象となる専用パソコンはデジタルサイネージでの情報発信を行うための専用パソコンであり、事務作業等多用途で活用することはできません。
6	デジタルサイネージによる情報発信に広告を伴う内容が含まれていても補助対象となりますか。	広告収入を伴わない観光情報を主として発信する場合において、広告収入が設備の維持管理費程度であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。 ただし、広告の作成費用は補助対象経費から除きます。

無料公衆無線LAN環境の面的整備 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の無料公衆無線LANについて申請する場合、要望書はアクセスポイントごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が申請する場合、アクセスポイント毎の要望書提出は不要です。 無料公衆無線LAN環境の面的整備においては、原則、複数箇所設置が要件であることから、同一設置主体が整備計画の範囲内に設置するアクセスポイントをまとめて要望書を作成し、提出ください。
2	協議会等について、複数の自治体等で構成される任意の協議会（〇〇広域連携観光協議会など）は含まれますか。	当該協議会が法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。（法人格を有していない場合に認められる協議会等については、応募要領をご確認ください。）

補助対象事業		
No.	問	回答
3	大規模施設の一部に無料公衆無線LANを設置する場合、その費用を案分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、施設（建物）の建設費用は、補助対象となりません。 ただし、無料公衆無線LANの設置費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
4	面的な整備を行うとは、動線上で常に公衆無線LANが使える環境でなければならないということか。	無料公衆無線LAN環境の面的整備について、応募要領の補助対象要件に記載のとおり、主に以下を満たすものとしています。 ・整備（設置）する箇所は、複数箇所以上とすること ・（電波の重なりを考慮しつつ、）屋外においても利用可能な場所を用意すること ・統一したSSIDの設定やアプリケーションを活用し、一度認証することで、接続できること （詳細は応募要領をご確認ください。）
5	公衆無線LAN機器は既に保有している場合、鉄塔・受電設備・送受信機・ケーブル等についてのみを要望することは可能か。	左記の要望・整備により、当該計画区域において、まちなかを散策する訪日外国人旅行者への通信環境の提供を目的とし、面的な無料公衆無線LANが整備されるのであれば、可能です。
6	無料公衆無線LAN機器の認証画面において広告を掲載することは可能か。	設備の維持管理費程度の収支であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。ただし、広告の作成費用は補助対象経費から除きます。
7	公立の博物館や体験施設内において、展示物や体験内容の説明のために利用する無線LAN機器の設置も対象となるか。	以下を満たす場合は、対象となります。 ・訪日外国人旅行者向けに無料で提供されていること ・利用料（入場料等）を収受しない施設であること ・当該施設を含めて、複数箇所以上の整備を図り、屋外においても利用可能な場所を用意していること ・当該施設に整備する無料公衆無線LANを含め、統一したSSIDの設定やアプリケーションを活用し、一度認証することで、接続できること （詳細は応募要領をご確認ください。）
8	既存の無料公衆無線LAN環境を統一したSSIDにする費用は補助対象となるか。	統一したSSIDにすることで、「一度認証することで、接続できる環境」が実現するのであれば、補助対象となります。
9	公衆無線LAN機器そのものへのセキュリティ対策は補助対象になるか。	補助対象となります。なお、LAN環境全体のセキュリティに係る監視装置（サーバ等）は補助対象外となります。

無料公衆無線LAN環境の面的整備 Q&A

10	設置場所にネット回線がないため、ネット回線を敷設する費用も補助対象となるか。	敷設する費用のうち、整備する公衆無線LAN機器の最寄りの電柱からの敷設費用は補助対象となります。通信事業者の通信ビルから最寄りの電柱まで敷設する光ファイバー等は補助対象外となります。
11	持続的な無料公衆無線LAN環境の整備の為、自動販売機内蔵型の機器を設置したいが、補助対象となるか。	公衆無線LAN機器本体、LAN機器及び認証システムの設定費を明確に分けられる費用のみ補助対象となります。
12	店内の無料公衆無線LAN機器についても補助対象となるか。	店内への設置は補助対象外となります。 なお、地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決裁環境の整備において、事業実施に伴い、無料公衆無線LAN機器の整備費用の一部が補助対象となる可能性がありますので、別途ご検討ください。
13	既存の無料公衆無線LAN機器が仕様上IEEE802.11ac(Wi-Fi5(5GHz帯))以上に対応していない場合、既存の整備(設置)箇所に含めることはできないのか。	含めることは可能です。 なお、対応機種への機能向上を行うための交換を行う場合、補助対象となります。
14	共通シンボルマークJapan. Free. Wi-Fiの掲出はいつまでに実施する必要があるか。	完了実績報告の提出までに掲出し、掲出された写真を提出いただくこととなります。

地域の飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	「日本版DMO等の観光庁に登録されたDMO」とは、候補法人も含まれるのでしょうか。	含まれます。ただし法人格を有している必要があります。
2	「その他地域における観光まちづくりに取り組む法人」とは、団体名が〇〇観光局、〇〇観光・コンベンション協会等の名称の団体も含まれるのでしょうか。	含まれます。ただし、観光振興を目的として公益的な事業を行う団体に限ります。

補助対象事業		
総論		
No.	問	回答
3	1箇所の博物館において、多言語対応、キャッシュレス決済環境の整備及び免税対応環境の整備を一斉に実施する場合、補助対象となりますか。	補助対象となりません。複数箇所において補助対象事業が実施される場合に補助対象となります。
4	本事業により整備した端末等を計画区域内の店舗・事業所等へ貸与する場合、貸与先について報告する必要がありますか。	貸与する店舗・事業所等が決まり次第、別紙様式により貸与先について報告してください。

多言語対応		
No.	問	回答
5	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	指定はございませんが、「Voicetra」の活用を推奨します。
6	音声ガイドの機器購入費、ガイド内容の翻訳費は補助対象となりますか。	機器購入費については補助対象となりますが、翻訳費については補助対象外となります。
7	翻訳アプリの導入・維持経費は補助対象となりますか。	翻訳アプリの初期導入費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「Voicetra」アプリが無料で利用できますのでこちらの活用についてご検討ください。
8	補助事業により導入したウェアラブル翻訳機を計画区域内において活動するボランティアガイドへ貸与する場合、翻訳機の利用に際して必要となる無線LAN環境の整備を計画区域内でまると実施することは可能でしょうか。	無料公衆無線LAN環境の面的整備においては、「無料公衆無線LAN環境の面的整備」の活用をご検討ください。

キャッシュレス決済環境の整備		
9	対象となるキャッシュレス決済手段とはどういったものですか。	クレジットカードや電子マネー、QRコード決済等が対象となります。また、1つの端末で複数の決済手段が使える場合も対象となります。ただし訪日外国人旅行者の利用が見込まれないキャッシュレス決済手段のみを整備する場合には対象となりません。
10	既にクレジットカード決済に対応している店舗に対し、新たにQRコード決済に対応するためにタブレット端末を貸与することは可能でしょうか。	可能です。既にキャッシュレス決済に対応している店舗であっても、端末等の整備により対応が可能となる決済手段が増加する等、何らかの機能向上が見られる場合は貸与先として差し支えありません。
11	現金対応のみであった美術館のチケット売場に新たにクレジットカード対応の自動券売機を設置する場合、補助の対象となりますか。	クレジットカード決済及びLAN環境の整備にかかる経費を分離することが可能であれば、一部の経費について補助の対象となり得ます。

免税対応環境の整備		
12	新たに免税対応する店舗へ設置する免税対応のためのカウンターは補助の対象となりますか。	手続委託型消費税免税店へ設置する場合は補助の対象となります。
13	免税手続きの電子化に対応するためのシステムの導入費や改修経費は補助の対象となりますか。	補助の対象となります。

公衆トイレの洋式化 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の申請者が複数の公衆トイレについて申請する場合、要望書は公衆トイレごとの提出となるのでしょうか。	公衆トイレごとに要望書を作成し、提出ください。
2	補助対象事業者に宗教法人は含まれますか。	<p>含まれます。ただし、下記の事項にご注意ください。</p> <p>本事業の補助対象となるトイレは、誰でも無料で利用可能な、公共性が高いトイレである必要があります。宗教法人の方が所有するトイレを整備する場合には、あくまで観光上の必要に基づく施設であるとの趣旨を踏まえ、下記のとおり取り扱います。</p> <p>①専ら宗教法人関係者が使用するトイレについては補助対象外とし、訪日外国人旅行者等が主として使用するトイレの場合に限る。</p> <p>②当該トイレの所在する自治体から、訪日外国人旅行者等の受入環境整備の観点から整備が必要な公共性の高いトイレである旨の書面（国土交通大臣宛）の提出を条件とする。</p> <p>（必要な記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら宗教法人関係者が使用するトイレではなく訪日外国人旅行者等が主として使用するトイレであること ・訪日外国人旅行者の受入れ環境整備の観点から整備が必要な公共性の高いトイレであること

補助対象事業		
全般		
No.	問	回答
3	公衆トイレは無料で一般に開放されているものとありますが、入場に料金が必要な施設内にある無料で開放されている公衆トイレは補助対象となりますか。	入場料や入館料が必要な施設内に所在する公衆トイレは補助対象外です。
4	公衆トイレの新築、建替、増築は補助対象となりますか。	補助対象です。ただし、土地の取得、公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、浄化槽の設置等）、建替・増築・新築等の躯体の新設工事は対象としません。
5	観光スポット周囲に所在する有料の駐車場内に設置された公衆トイレは補助対象となりますか。	公衆トイレの設置者が自治体の場合、駐車場の有料無料は問わず対象となります。駐車場の設置者が民間事業者でも公衆トイレの設置者が自治体の場合は同様です。
6	冬季は公衆トイレが閉鎖されてしまうが、開設期間要件はありますか。	特にありません。

経費		
No.	問	回答
7	補助対象外事業が一部でも総事業に含まれてしまう場合、全ての事業が補助対象外となってしまいますか。	総事業費から補助対象となる経費を切り出して申請することが可能です。
8	公衆トイレを移設することを考えているが、既存のトイレの撤去費用は補助対象となりますか？	移設の場合、移設前後のトイレが同じ観光スポットに関わる公衆トイレであれば、撤去費用は補助対象となり得ます。
9	設計のみは補助対象となりますか。	設計から施工までが必要です。

公衆トイレの洋式化 Q&A

10	和式から洋式に交換する際、温水洗浄便座の設置は可能でしょうか。	可能です。基本整備項目である洋式化を行う場合には、その他の既存洋式トイレへの機能追加も可能です。
11	暖房便座が設置された洋式トイレに温水洗浄便座のみ設置したいが補助対象事業となりますか。	基本整備項目があれば対象となりますが、温水洗浄便座のみの設置は対象外です。
12	トイレの設置状況をHPやアプリに記載する場合は補助対象となりますか。	対象外です。
13	街中等から当該公衆トイレへの誘導看板の多言語化は補助対象となりますか。	補助対象となります。尚、新設する場合、当該トイレの場所まで誘導することを主目的に設置する看板であれば補助対象となります。
14	リース設備は補助対象となりますか。	対象外です。
15	既存建物の一部を改修（躯体工事）してトイレを設置する場合、便器設置費用や内装部分等については補助対象となりますか。	補助対象事業部分を切り出したの申請は可能です。
16	基本整備項目である「和式便器の洋式化」を実施する場合、別の洋式便器に暖房便座のみを取り付けることは、補助対象となりますか。	補助対象となります。

その他		
No.	問	回答
17	旧式の小便器とはどのような便器のことでしょうか。	自動水栓化されていない小便器等を指します。

外国人観光案内所 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の外国人観光案内所について申請する場合、要望書は施設ごとの提出となるのでしょうか。	要望される外国人観光案内所ごとに要望書を作成し、提出ください。
2	複数の自治体等で構成される任意の協議会（〇〇広域連携観光協議会など）は、協議会等に含まれますか。	当該協議会が、法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。（法人格を有していない場合に認められる協議会等については、応募要領をご確認ください。）

補助対象事業		
総論		
No.	問	回答
3	大規模施設の一部を外国人観光案内所とする場合、その建設費用を案分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、建物の建設費用は、補助対象となりません。ただし、外国人観光案内所にかかる内装や備品等にかかる費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
4	人件費は補助対象となりますか。	人件費は補助対象となりません。
5	繰り越して事業を実施することは可能ですか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
6	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。

無料公衆無線LAN環境の整備		
No.	問	回答
7	施設の一部を外国人観光案内所とする場合、無料公衆無線LANは、どこまでを補助対象とすることができますか。	外国人観光案内所のスペースをカバーする無料公衆無線LAN設備を補助対象とします。（同一フロアでも、外国人観光案内所と別の範囲をカバーする無料公衆無線LANは、補助対象になりません。）

案内標識・掲示物		
No.	問	回答
8	案内標識はどこまでが補助対象になりますか。	外国人観光案内所の外に設置・整備する場合は、当該施設への多言語（最低限英語）での誘導を主たる目的とするものに限りません。
9	案内標識の設置場所に関して、「合理的なルート上」とは具体的にどのような場所を指しますか。	最寄り駅等から、外国人観光案内所へのアクセスルート上となります。
10	商業施設等の一部に外国人観光案内所がある場合、誘導看板に、その商業施設の広告を掲載することは可能ですか。	外国人観光案内所への誘導が主体となる看板とすることが必要です。デザイン等、ご提示のうえ、個別ご相談ください。
11	観光案内所内に設置する周辺地図は補助対象になりますか。	観光案内所の情報を含む周辺地図であれば補助対象となります。

先進機能の整備		
No.	問	回答
12	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	インストールしていただく多言語翻訳アプリの指定はございませんが、「VoiceTra」の活用を推奨します。
13	多言語音声ガイドの情報提供範囲に制限はあるのでしょうか。	計画区域内の観光スポットに関する情報を訪日外国人を含む旅行者に提供することを目的とした多言語音声ガイドを整備する場合は補助対象となります。
14	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者が持ち歩く機器を整備した場合、観光案内所での貸出時にデポジットを取得することは可能ですか。	可能です。
15	多言語音声ガイドを観光案内所以外の場所で貸し出す場合、補助対象となるのでしょうか。	補助対象とはなりません。

外国人観光案内所 Q&A

16	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用して音声、テキスト等にて案内を行うための設備に係る費用は補助対象となるのでしょうか。	訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用した多言語音声ガイドに要する経費も補助対象となります。 例) 各観光スポット前に設置するパネル、Wi-Fiを活用する場合のルーター設置費、コンテンツ制作費
17	AIチャットBotの初期設定における情報提供範囲に制限はあるのでしょうか。	計画区域内の観光情報、交通機関情報、災害情報等を含む場合は、一部計画区域外の観光情報、交通機関情報、災害情報等についても補助対象となります。ただし、観光に関係のない情報提供については計画区域内外を問わず補助対象外となります。 ※単に計画区域外の情報への対応を行うための設定は補助対象とはなりません。
18	AIチャットBotについては、案内所の設置事業者である自治体のHPに設置するものも補助対象となるのでしょうか。	観光案内所の情報が掲載されているHPである場合、当該HPとAIチャットBotとの連携は補助対象となります。
19	AIチャットボット内蔵型の機器を観光案内所に設置する場合、機器本体代金も補助対象となるのでしょうか。	補助対象とはなりません。 ただし、デジタルサイネージ内蔵型であれば、デジタルサイネージの要件を満たせば対象となります。
20	翻訳アプリや通訳サービスの導入・維持経費は認められますか。	翻訳アプリや通訳サービスソフトの初期導入費用、月額利用料といった維持経費は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「VoiceTra」が無料で利用できるため、こちらの活用についてご確認ください。
21	タブレットやVR体験用のゴーグルや、ウェアラブル翻訳機は、補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。ただし、備品台帳の整備など、財産管理ができる体制を整えている必要があります。

コンテンツ作成

No.	問	回答
22	コンテンツ作成の対象はどのようなものがありますか。	VR機器、デジタルサイネージで発信するコンテンツ作成費用、施設内でDVD等により多言語（最低限英語）で発信する動画等作成費用、パンフレット作成費用（印刷費を除く。）が対象となります。
23	ARは補助対象に含まれますか。	ARについてはコンテンツ作成に含まれます。（カテゴリーⅡ・Ⅲの観光案内所が補助対象となります）
24	ホームページの観光情報が古くなっているため、全体的なりリニューアルを考えているが、補助対象となり得ますか。	観光情報の更新はランニング費用とみなし、対象外となります。新たな言語のホームページの追加や現在掲載されていない災害や交通等の情報を追加する費用については、補助対象となります。
25	観光案内所のHPを改修する場合、計画区域外の情報発信については補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。ただし、計画区域内の情報について発信している場合に限りです。
26	コンテンツ作成、ホームページにおける交通機関情報とは何ですか。	近隣の駅や、バス等各種交通機関の手段や、時刻表等の情報となります。
27	コンテンツ作成、ホームページにおける災害情報とは何ですか。	災害時に必要に応じて発信する、「各種交通機関の運行状況」「医療機関情報」「避難所情報」等となります。
28	デジタルサイネージやパンフレットにおいて、広告を掲載した場合、補助対象となりますか。	広告掲載による収益は、施設の維持管理費程度にとどめる必要があります。なお、この場合でも、広告掲載を主目的とするものについては、補助対象外となります。
29	観光、交通、災害情報のホームページ多言語化にあわせ、他の情報（予約サイトや広告等）も多言語化する場合、補助対象となりますか。	補助対象となりません。観光、交通、災害情報のホームページ多言語化のみ補助対象となります。

外国人観光案内所 Q&A

観光案内所の整備・改良		
No.	問	回答
30	設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となりますか。	基本設計は補助対象外となります。
31	実施設計のみの補助申請は可能ですか。	年度内に事業完了し、案内所の運用を開始していただく必要があるため、実施設計のみの補助申請はできません。

免税対応環境整備		
No.	問	回答
32	免税対応端末としてPOSレジを購入する場合、補助対象となるか。	レジスターの購入については、補助対象外となります。
33	免税手続き用カウンターの存在を発信する案内標識については、補助対象となるか。 また、案内所への誘導看板への表記については補助対象となるか。	補助対象となります。案内所への誘導のための案内標識への併記の場合、案内標識に含めて申請してください。

その他		
No.	問	回答
34	そうじ道具などは補助対象となるでしょうか。	補助対象外となります。
35	J N T Oの外国人観光案内所認定は、いつまでに取得すれば良いでしょうか。	年度内に認定を取得できるようにしてください。なお、認定申請から認定取得まで、約60日の期間を要しますので、ご注意ください。

観光拠点情報・交流施設 Q&A

補助対象事業者

No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の観光拠点情報・交流施設について申請する場合、要望書は施設ごとの提出となるのでしょうか。	要望される施設ごとに要望書を作成し、提出ください。
2	複数の自治体等で構成される任意の協議会（〇〇広域連携観光協議会など）は、協議会等に含まれますか。	当該協議会が、法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。（法人格を有していない場合に認められる協議会等については、応募要領をご確認ください。）

観光拠点

No.	問	回答
3	観光拠点として、文化や伝統芸能等の無形物を位置づけることは可能でしょうか。	観光拠点情報・交流施設は、観光拠点へ訪れていただくための情報提供の場と位置づけられることから、文化や伝統芸能等無形物そのものは、観光拠点とはなりません。その文化や伝統芸能等無形物に由来する、地域や施設等を観光拠点とすることが必要となります。（例として、「〇〇祭り」ではなく、神社、山車を収める蔵、祭りを実施する地域等が観光拠点として妥当と考えられます）
4	まち全体を観光拠点とすることは可能でしょうか。	漠然と〇〇市全体ではなく、集客力の高い地域を観光拠点とすることは可能です。（例として、伝統的建造物地区等）
5	観光拠点には既に多くの外国人旅行者が来訪している必要がありますか。	現状外国人が多く来訪していない場合は、当該観光拠点への具体的なインバウンド誘客の取組みや、仕掛けづくり等について、説明や資料を求める場合があります。

補助対象事業

総論

No.	問	回答
6	大規模施設の一部を観光拠点情報・交流施設とする場合、その建設費用を案分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、建物の建設費用は、補助対象となりません。ただし、観光拠点情報・交流施設部分にかかる内装や備品等にかかる費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
7	施設を運営する中で、入館料等により収入がある事業があるが、その場合補助対象外となるのでしょうか。	原則、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は、対象外となりますので、必要に応じて収支（予定）を確認させていただきます。
8	人件費は補助対象となるのでしょうか。	人件費は補助対象となりません。
9	繰り越して事業を実施することは可能でしょうか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
10	客が激減する冬期に施設を閉所する施設となりますが、補助対象となるのでしょうか。	何らかの理由により、1年を通じて開所することができない施設でも補助対象となります。ただし、閉所している期間等において、当該施設を目的外の用途に使用する場合は、補助対象外となります。
11	壁等で仕切られていない空間を観光拠点情報・交流施設とすることは可能でしょうか。	他のスペースとは明確に区切られた空間である必要があります。

無料公衆無線LAN環境の整備

No.	問	回答
12	施設の一部を観光拠点情報・交流施設とする場合、無料公衆無線LANは、どこまでを補助対象とすることができますか。	観光拠点情報・交流施設のスペースをカバーする無料公衆無線LAN設備を補助対象とします。（同一フロアでも、観光拠点情報・交流施設と別の範囲をカバーする無料公衆無線LANは、補助対象になりません。）

観光拠点情報・交流施設 Q&A

案内標識・掲示物		
No.	問	回答
13	案内標識はどこまでが補助対象になりますか。	観光拠点情報・交流施設の外に設置・整備する場合は、当該施設への多言語（最低限英語）での誘導を主たる目的とするものに限りです。
14	案内標識において、「オ）観光拠点情報・交流施設において観光拠点の場所を誘導する看板等」は、観光拠点情報・交流施設内に設置する必要がありますか。	観光拠点情報・交流施設内又はその周辺（施設から近い場所、10m程度）に設置するものが補助対象となります。
15	案内標識の設置場所に関して、「合理的なルート上」とは具体的にどのような場所を指しますか。	最寄り駅や観光拠点等から、観光拠点情報・交流施設へのアクセスルート上となります。
16	商業施設等の一部に観光拠点情報・交流施設がある場合、誘導看板に、その商業施設の広告を掲載することは可能ですか。	観光拠点情報・交流施設への誘導が主体となる看板とすることが必要です。デザイン等、ご提示のうえ、個別ご相談ください。
17	観光拠点情報・交流施設内に設置する周辺地図は補助対象になりますか。	観光拠点情報・交流施設及び観光拠点の案内を含む周辺地図であれば補助対象となります。

先進機能の整備		
No.	問	回答
18	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	インストールしていただく多言語翻訳アプリの指定はございませんが、「VoiceTra」の活用を推奨します。
19	多言語音声ガイドの情報提供範囲に制限はあるのでしょうか。	計画区域内の観光スポットに関する情報を訪日外国人を含む旅行者に提供することを目的とした多言語音声ガイドを整備する場合は補助対象となります。
20	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者が持ち歩く機器を整備した場合、観光案内所での貸出時にデポジットを取得することは可能でしょうか。	可能です。
21	多言語音声ガイドを観光案内所以外の場所で貸し出す場合、補助対象となるのでしょうか。	補助対象とはなりません。
22	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用して音声、テキスト等にて案内を行うための設備に係る費用は補助対象となるのでしょうか。	訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用した多言語音声ガイドに要する経費も補助対象となります。 例) 各観光スポット前に設置するパネル、Wi-Fiを活用する場合のルーター設置費、コンテンツ制作費
23	AIチャットBotの初期設定における情報提供範囲に制限はあるのでしょうか。	計画区域内の観光情報、交通機関情報、災害情報等を含む場合は、一部計画区域外の観光情報、交通機関情報、災害情報等についても補助対象となります。ただし、観光に関係のない情報提供については計画区域内外を問わず補助対象外となります。 ※単に計画区域外の情報への対応を行うための設定は補助対象とはなりません。
24	AIチャットBotについては、案内所の設置事業者である自治体のHPに設置するものも補助対象となるのでしょうか。	観光案内所の情報が掲載されているHPである場合、当該HPとAIチャットBotとの連携は補助対象となります。
25	AIチャットボット内蔵型の機器を観光案内所に設置する場合、機器本体代金も補助対象となるのでしょうか。	補助対象とはなりません。ただし、デジタルサイネージ内蔵型であれば、デジタルサイネージの要件を満たせば対象となります。
26	翻訳アプリや通訳サービスの導入・維持経費は認められますか。	翻訳アプリや通訳サービスソフトの初期導入費用、月額利用料といった維持経費は補助対象とはなりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「VoiceTra」が無料で利用できるため、こちらの活用についてご検討ください。
27	タブレットやVR体験用のゴーグルや、ウェアラブル翻訳機は、補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。ただし、備品台帳の整備など、財産管理ができる体制を整えている必要があります。

観光拠点情報・交流施設 Q&A

コンテンツ作成		
No.	問	回答
28	コンテンツ作成の対象はどのようなものがありますか。	V R機器、デジタルサイネージで発信するコンテンツ作成費用、施設内でDVD等により多言語（最低限英語）で発信する動画等作成費用、パンフレット作成費用（印刷費を除く。）が対象となります。
29	A Rは補助対象に含まれますか。	A Rについてはコンテンツ作成に含まれます。（カテゴリーⅡ・Ⅲの観光案内所が補助対象となります）
30	現在デジタルサイネージを有しているが、発信するコンテンツを新たに作成しようと考えている。コンテンツ作成費用のみを計上することは可能ですか。	コンテンツ作成そのものは、効果促進事業であるため、単独での要望はできません。別途基幹事業を実施し、その効果促進事業として、コンテンツ作成をする場合は、補助対象となります。
31	ホームページの観光情報が古くなっているため、全体的なりリニューアルを考えているが、補助対象となり得ますか。	観光情報の更新はランニング費用とみなし、対象外となります。新たな言語のホームページの追加や現在掲載されていない災害や交通等の情報を追加する費用については、補助対象となります。
32	コンテンツ作成、ホームページにおける観光拠点情報とは何ですか。	観光拠点の歴史・文化等の魅力や見どころを紹介する情報となります。
33	コンテンツ作成、ホームページにおける観光案内情報とは何ですか。	観光拠点情報・交流施設周辺を含む観光情報（史跡、観光施設等）を紹介する情報となります。
34	コンテンツ作成、ホームページにおける交通機関情報とは何ですか。	近隣の駅や、バス等各種交通機関の手段や、時刻表等の情報となります。
35	コンテンツ作成、ホームページにおける災害情報とは何ですか。	災害時に必要に応じて発信する、「各種交通機関の運行状況」「医療機関情報」「避難所情報」等となります。
36	デジタルサイネージやパンフレットにおいて、広告を掲載した場合、補助対象となりますか。	広告掲載による収益は、施設の維持管理費程度にとどめる必要があります。なお、この場合でも、広告掲載を主目的とするものについては、補助対象外となります。
37	観光、交通、災害情報のホームページ多言語化にあわせ、他の情報（予約サイトや広告等）も多言語化する場合、補助対象となりますか。	補助対象となりません。観光、交通、災害情報のホームページ多言語化のみ補助対象となります。

観光拠点情報・交流施設の整備・改良		
No.	問	回答
38	施設内のトイレ改修だけを事業内容として補助申請することは認められますか。	基幹事業である情報発信機能の向上に関する事業を実施することが必要となります。その上で効果促進事業である建物の改修等に附随するトイレ改修が補助対象となります。なお、トイレ改修だけを希望する場合は、「公衆トイレの洋式化及び機能向上」での申請についてもご検討ください。
39	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修は、補助対象外となりますか。	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修のみの要望では、補助対象外となります。
40	設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となりますか。	基本設計は補助対象外となります。
41	実施設計のみの補助申請は可能ですか。	年度内に事業完了し、観光拠点情報・交流施設の運用を開始していただく必要があるため、実施設計のみの補助申請はできません。

その他		
No.	問	回答
42	そうじ道具などは補助対象となるでしょうか。	補助対象外となります。

非常用電源等 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の外国人観光案内所について申請する場合、要望書は施設ごとの提出となるのでしょうか。	要望される外国人観光案内所ごとに要望書を作成し、提出ください。
2	地域要件に該当する地域であれば、旅行環境まると整備計画に記載がなくとも、補助対象事業者に含まれますか。	含まれます。
3	複数の自治体等で構成される任意の協議会（〇〇広域連携観光協議会など）は、協議会等に含まれますか。	当該協議会が、法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。（法人格を有していない場合に認められる協議会等については、応募要領をご確認ください。）

補助対象事業		
非常用電源装置等の整備		
No.	問	回答
4	「災害等」はどの程度のものをいいますか。	多数の訪日外国人旅行者が、暴風、豪雨、地震等に起因する公共交通機関の大きな乱れ等により影響を受け又は、影響を受けるおそれが生じた場合であって、旅行者への継続的な情報提供の必要性が高まる場合を示します。
5	観光案内所に求められる機能として、災害等により職員の帰宅等が困難が生じる可能性がある場合も開所の継続が必要となりますか。	必要な安全の確認等を行った上で、可能な限りの業務継続をお願いするものです。やむなく閉所する場合は、外国人を受入可能な医療機関の情報、避難所の開設状況及びヘルプデスク等をデジタルサイネージや紙面で大きく掲示するなどの方法により、情報発信を行ってください。
6	災害等の発生時において、英語の他「その他の外国語による対応も可能であること」（応募要領P4）が要件となっていますが、対応可能な言語数について要件はありますか。	翻訳システム等を活用することで英語を含む2言語以上で対応可能な体制を構築してください。
7	「情報端末の充電サービスが利用可能である旨を公衆に見やすいよう多言語で分かりやすくその所在を示す」（応募要領P3、4）方法としてどういったものが想定されますか。	災害等の発生時に旅行者の目に付きやすい場所への張り紙、ホームページ及びSNS等での多言語での発信により、情報端末の充電ができる旨を周知してください。
8	充電サービスの周知に関わり「補助事業完了までに当該措置を実施する計画」とはどういったものをいいますか。	災害等の発生時に行う情報発信の内容、発信方法及び実施体制について補助事業完了までに整備願います。
9	その他の外国語に対応するための、多言語案内用タブレット端末や多言語翻訳システムについては、補助対象にならないのでしょうか。	カテゴリ1以上の認定取得した観光案内所においては、「観光案内所の整備・改良」のメニューに含まれていることから、そちらの活用を検討願います。
10	「電源の利用は観光案内所の運営に必要な範囲に限ります」とされているところ、案内業務に関連して必要となる電力も対象となりますか。	必要な案内業務以外に、観光案内所入口の電動シャッター開閉等の案内業務に関連して必要となる電力も対象となります。 ※販売レジや商品保存用の冷蔵庫等、案内業務以外の機器に非常用電源を利用することはできません。
11	携帯電話等の情報端末への充電について、同時に何台程度の充電ができるようにする必要がありますか。	情報端末を同時に10台以上充電できる環境の整備をしてください。
12	非常用電源設備のみの応募も可能でしょうか。	情報端末への電源供給機器がすでに整備されており、災害等の発生時に複数の携帯電話等の情報端末を充電することが可能な場合、補助対象となります。
13	情報端末への電源供給機器のみの応募も可能でしょうか。	災害等の発生時に、必要な案内業務や携帯電話の充電等が可能な非常用電源が既に整備されている場合、補助対象となります。
14	情報端末への電源供給機器については、充電用のコンセントの設置をすることで問題ないか。	コンセントだけでは要件を満たしているとは言えません。災害時に旅行者が充電器を持っているとは限らないことから、充電器（充電ケーブル）まで整備することが必要となります。

非常用電源等 Q&A

15	非常用電源設備と情報端末への電源供給機器を合わせて応募も可能でしょうか。	可能です。
16	非常用電源設備、情報端末への電源供給機器について、平時における使用を前提に整備を行ってもよろしいでしょうか。	災害等の発生時に迅速かつ確実に機器を使用できる必要があります。よって、機器が確実に使用できる状態を維持することを目的とした平時の使用を前提とする整備については補助対象となります。
17	携帯電話等の情報端末の充電を有料で行うことは可能なのでしょうか。	有料で提供するものについては、補助対象外となります。
18	太陽光発電や手動の電源供給機器は補助対象となるのでしょうか。	災害等の発生時に、必要な案内業務や携帯電話等の情報端末を充電するために、安定した電力供給ができる環境を整えること必要があることから、電源供給が不安定な機器は補助対象外となります。
19	ガソリン携行缶等燃料を保管・運搬するための容器はその他の非常用電源装置等の整備に附随する機器に含まれるのでしょうか。	補助対象となります。
20	非常用電源装置の燃料については、補助対象となるのでしょうか。	燃料については、ランニングコストに該当するため補助対象外となります。
21	非常用電源装置について、使い捨ての電池式のものも補助対象となるのでしょうか。	燃料と同様の考えになりますので、補助対象外となります。
22	非常用電源装置と情報端末への電源供給機器が一体型になったものは補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。 非常用電源装置として申請してください。
23	非常用電源装置は、案内所をどの程度営業するための容量が必要なのでしょうか。	最低限、通常営業時間内は案内を継続するための容量が必要となります。
24	非常用電源装置や電源供給機器の老朽化に伴う補修や買い替えは、補助対象となるのでしょうか。	設備の故障、老朽化に対応するための修理修繕、代替更新に要する経費は、補助対象外となります。ただし、機能の明確な向上を伴う修理修繕、代替更新については補助対象となります。
その他		
No.	問	回答
25	J N T Oの外国人観光案内所認定は、いつまでに取得すれば良いでしょうか。	年度内に認定を取得できるようにしてください。 なお、認定申請から認定取得まで、約60日の期間を要しますので、ご注意ください。